

クアハウス湯の山

指定管理者 応募要領

平成26年8月

広島市市民局

《 目次 》

1	指定管理者募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
	(1) 業務の範囲	
	(2) 自主事業の実施	
	(3) 利用促進策の取組み	
	(4) 留意事項	
5	管理の基準	2
6	指定管理料に関する事項	3
	(1) 指定管理料の上限額	
	(2) 前納利用料金	
	(3) 指定管理料の支払方法	
	(4) 利用料金の取り扱い	
7	指定の取消し等	4
8	申請資格等	4
	(1) 基本的事項	
	(2) 選定基準	
	(3) 欠格事項	
	(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	
9	応募要領の配付期間、応募説明会等	5
10	提出書類・提出部数	6
11	管理運営に関する収支計画書の開封	6
	(1) 開封日	
	(2) 開封場所	
	(3) 実施方法	
12	その他留意事項	7
13	審査及び選定に関する事項	7
	(1) 審査方法等	
	(2) 仮協定・協定の締結	
	(3) 評価方法	
	(4) 選定審査対象からの除外	
	(5) 審査結果の通知及び公表	
	(6) その他	
14	指定管理者の履行責任等	8
	(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	
	(2) 管理の継続が困難になった場合における措置に関する事項	

- 別紙 1 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分
抜粋)
- 別紙 2 提出書類一覧
- 別紙 3 クアハウス湯の山指定管理者候補評価基準

クアハウス湯の山指定管理者応募要領

1 指定管理者募集の趣旨

平成15年9月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入されたことにより、それまでは公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市クアハウス湯の山の指定期間が平成27年3月31日で終了することに伴い、指定管理者の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

区 分	概 要
所 在 地	広島市佐伯区湯来町大字和田 443 番地
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建
面 積	敷地面積 5,477.13 m ² 建築面積 1,940.20 m ² 延床面積 1 階 1,226.55 m ² 2 階 1,286.41 m ² 3 階 602.60 m ²
施設内容	1 階 温水プール(25m×5 コース、水深 1.0m～1.2m) ちびっこプール、採暖浴、フロント、事務室 等 2 階 浴槽・サウナ(12 種類)、ウォータースライダー(2 階から 1 階へ)、トレーニング室、休憩室、更衣室 等 3 階 軽食コーナー、休憩室
駐 車 場	約 200 台
開設年月日	平成 6 年 7 月 8 日
交 通	・広電バス(湯来・杉並台団地線) 大橋バス停下車 1 k m

3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア クアハウスの事業の実施に関すること。
- イ クアハウスへの入館の制限に関すること。
- ウ クアハウスの施設及び設備の維持管理に関すること。

エ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

ア スポーツ・健康づくりに関する教室事業

イ スポーツ・健康づくり及び観光振興に関するイベント開催事業

ウ 物販・飲食事業（自動販売機、売店、軽食コーナーの設置等）

施設利用者の便に供することを目的とし、売店、飲料等の自動販売機または食堂を設置し運営することができます。（行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。）

エ その他施設使用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

クアハウス湯の山の利用促進策を図るため、市の設定している数値目標を参考にしうえで、独自の数値目標及びそれを達成するための利用促進策を提案してください。

<市の数値目標：該当施設の利用者数（人）>

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
クアハウス湯の山	58,400	59,400	60,400	61,400	62,400

(4) 留意事項

ア 業務の内容の詳細は、「クアハウス湯の山 管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するにあたって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

区分	概要
休館日	火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日を除く。）、1月1日及び12月31日
開館時間	午前10時～午後9時
入場の制限	次のア～オのいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者 イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品または動物の類を携帯する者 ウ 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者 エ その他管理運営上支障があると認められる者
関係法令等	地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市クアハウス湯の

の遵守	山条例、広島市クアハウス湯の山条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守してください。
開館日の拡大や開館時間の延長の提案	申請者は、利用者サービスの向上のため必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長について提案することができます。 なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

クアハウス湯の山については、地方自治法第244条の2第8項により利用者が支払う利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、使用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、**3億7,475万5千円**（消費税及び地方消費税を含む）とします。

申請者は下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

なお、指定管理期間中の消費税率が上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

項目	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金、前納利用料金

(2) 前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から平成27年4月1日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

平成27年度及び平成31年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払いとします。なお、指定管理者の申し出により、指定管理料を概算払いとすることができます。

広島市から指定管理者への支払いは、毎月払いとします。

(4) 利用料金の取り扱い

ア 設定

利用料金の額は、広島市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免等

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市クアハウス湯の山条例第7条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません。（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、応募に当たっては、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 市民の平等なクアハウス湯の山の使用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、クアハウス湯の山の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿ったクアハウス湯の山の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 - (※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。
 - (※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、広島市は法定雇用障害者数への達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにおいて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

（注2）障害者雇用計画書は、その終期に法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

9 応募要領の配付期間、応募説明会等

区 分	概 要
スケジュール	(1) 応募要領の配布 平成26年8月1日～平成26年9月30日 (2) 説明会の開催 平成26年8月21日 午後2時～ (3) 質問受付期間 平成26年8月22日～平成26年9月4日 (4) 申請書受付期間 平成26年9月24日～平成26年9月30日 (5) 書類審査・面接審査 平成26年10月中旬～10月下旬 (6) 審査結果の通知 平成26年11月上旬 (7) 仮協定の締結 平成26年11月中旬 (8) 指定管理者の指定 平成26年12月下旬 (9) 協定の締結 平成27年3月下旬
応募要領の配布期間、場所等	応募要領を次のとおり配布します。 配布期間：平成26年8月1日（金）から平成26年9月30日（火）まで 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土、日、祝日を除く。） 配布場所：市民局文化スポーツ部スポーツ振興課（広島市役所本庁舎2階）

	<p>※ 広島市ホームページ (http://www.city.hiroshima.lg.jp/) からダウンロードすることもできます。(トップ画面右「市政全般」内の「指定管理者制度」から入ってください。)</p>
説明会の開催日時、場所等	<p>応募要領の説明会を次のとおり開催します。 開 催 日：平成26年8月21日(木) 午後2時から 開催場所：総合屋内プール会議室(広島市東区牛田新町一丁目8番3号) ※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。</p> <p>説明会への参加を希望する団体は、事前に応募説明会参加申込書(様式13)を提出してください。 提出期限：平成26年8月18日(月) 午後5時15分まで 提出方法：市民局文化スポーツ部スポーツ振興課に電話連絡の上、持参、電子メール又はFAXで提出してください。</p>
質問の受付	<p>応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。 受付期間：平成26年8月22日(金) から平成26年9月4日(木) 受付方法：所定の質問票(様式12)により、市民局文化スポーツ部スポーツ振興課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。 回答予定：9月11日(木) までに、広島市ホームページに随時掲載します。</p>
申請書の受付	<p>申請書を次のとおり受け付けます。 受付期間：平成26年9月24日(水) から平成26年9月30日(火) 午後5時15分まで 提出場所：市民局文化スポーツ部スポーツ振興課まで持参若しくは郵送(特定記録郵便等とし、上記期間内までに必着とします。) ※ 電子メール、FAXでの受付はしません。</p>

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表(別紙2)のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社(株式会社に限る。)がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書(様式5)及び積算内訳書(様式5別紙)については、次のとおり開封します。

(1) 開封日

平成26年10月1日(水) 午後4時30分から

(2) 開封場所

広島市役所本庁舎14階第2会議室

(3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します。(各申請団体の提案額は発表しません。)また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求め場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要の場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会では提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）したうえで、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、応募団体（ジョイントによる構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内の出席をお願いします。
- オ 代表者の代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）をご持参ください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度別協定」で構成されます。

イ 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。

ウ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（評価基準）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、面接審査を実施した申請者に対し、11月中旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員および本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 指定管理者の履行責任等

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、実態として管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めます。

(2) 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、広島市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ ア又はイにより、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、広島市に

生じた損害を賠償しなければなりません。

エ 不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、広島市と指定管理者は、指定に基づく管理継続の可否について協議します。

オ 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

○ 問い合わせ先・書類提出先

広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課

住 所 〒730-8586

広島市中区国泰寺一丁目6番34号

電 話 082-504-2503

ファクシミリ 082-504-2066

電子メール sports@city.hiroshima.lg.jp

担当者 山田、増田

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をししばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(ア) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－（1）】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1－（2）】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

- (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
- (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
- (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例 2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

- イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

- (ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。

- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がありますことに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

署名 (自署) _____

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(4) (略)

(5) 指定管理者の指定に係る事務

ア 排除の対象

暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者

イ 警察本部への照会の基準等

(ア) 照会の基準

公の施設の指定管理者候補の選定において、公募とする施設の指定管理者として応募した者及び非公募とする施設の指定管理者として選定しようとする者について、相手方が排除対象者か否かを照会する。(排除の対象として確認を行う必要のない団体等(前記3「暴力団排除の基本的な考え方」の「(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等」参照)を除く。)

(イ) 外部からの通報時の処理基準

指定管理者として指定した後に外部からの情報提供等により、相手方が排除対象者である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 応募時の警察本部への照会により相手方が排除対象者であると判明した場合は、選定の対象外とする。

(イ) 指定した後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により相手方が排除対象者であることが判明した場合は、既にした指定を取り消すとともに、本市の損害に係る賠償の請求等必要な措置を講じる。

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(ア) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。(必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。)

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するそれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

(別添) (略)

提出書類一覧

(1) 指定申請に関する書類			提出 部数
①	指定申請書	単独団体の場合	様式 1
		ジョイント方式により構成された団体の場合	ア 様式 2 イ ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状 (様式 3)
②	クアハウス湯の山の管理運営に関する事業計画書	管理運営に関する事業計画書 (様式 4)	
(2) 提案額に関する書類			提出 部数
①	管理経費の収支計画書及び積算内訳書	様式 5 及び様式 5 別紙 (別紙・収支計画書の提出方法を参照)	
(3) 申請者に関する書類			提出 部数
①	広島市が推進すべき施策に関する報告書	様式 6	
②	申請者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	3 か月以内に発行されたもの 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	
③	法人の登記事項証明書		
④	財務書類 (内訳) 最近 3 事業年度における法人税申告書の写し (税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務づけられていない書類については、提出不要。 申請者の発行済株式の 100% を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出。	
⑤	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	
⑥	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要 (様式 7) イ 役員名簿 (様式 8) ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿 (法人以外の団体にあつては、代表者又は管理人等の名簿)、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの 申請者の発行済株式の 100% を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出。	

⑦	広島市税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書（3か月以内に発行されたもの）	
⑧	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がない旨の証明。3か月以内に発行されたもの）	正本 1部
⑨	印鑑証明書	3か月以内に発行されたもの	
⑩	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については、様式9（基準日：平成26年6月1日）を提出	
⑪	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、平成24年度分及び平成25年度分について写しを提出	
⑫	障害者雇用計画書	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ提出。（様式10）	
⑬	ISO14001の登録証の写し	該当する場合のみ提出（ただし、申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）	
	エコアクション21認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し		
	次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑭	内閣府が実施する「女性のチャレンジ賞」制度による表彰状の写し	該当する場合のみ提出（ただし、申請日において5年以内に表彰、認定を受けている場合に限る。）	
	厚生労働省が実施する「均等・両立推進企業表彰」制度による表彰状の写し		
	広島市男女共同参画推進事業所表彰など、地方公共団体が実施している男女共同参画の取組に関する表彰・認定を受けている場合は表彰状等の写し		
	広島市子育てに優しい事業所表彰など、地方公共団体が実施している子育て支援の取組に関する表彰・認定を受けている場合は表彰状等の写し		
⑮	宣誓書	様式11	

提出に当たっての注意事項

- 1 ジョイント方式により構成された団体については「(3)申請者に関する書類」は構成団体ごとに提出すること。
- 2 「(2)提案額に関する書類」は別封筒に入れ1部提出すること。

クアハウス湯の山指定管理者候補評価基準

1 評価項目

評価項目	配点
(1) 市民の平等利用を確保することができること。 ア 正当な理由がなく、市民の施設の利用を拒んだり、またその利用について不当な差別的取扱いをしないため、どのような方策がとられているか。 イ 条例、規則等に基づき利用を拒むべき場合について正確に理解しているか、また、適切な対応ができるようになっているか。	5 点
(2) 施設効用が最大限に発揮されること。 ア 教室、イベント等の事業の内容は、スポーツの普及・振興及び健康づくりの促進並びに観光振興に寄与するものになっているか。 イ 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。 ウ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 エ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	4 5 点
(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。 ア 団体の経営は安定しているか。 イ 市が提示した適正な管理が確保されるようになっているか。 ウ 個人情報等の管理体制は適正か。 エ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。	3 0 点
(4) 管理経費の縮減 ア 提案額が上限額を超える場合は、0 点とする。 イ 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは 0 点とし、適正に履行されると認められるときは満点(20 点)とする。 ウ 上記ア、イ以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が 1 未満の場合は 1 点とする。 $\left(\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 20 \text{点} \right) \quad (\text{小数第 2 位を四捨五入})$	2 0 点

注) 上記評価項目のうちいずれか 1 項目に「0 点」がある場合は、選定の対象外とする。

2 加点減点項目及び配点

加点・減点項目	配点
【障害者雇用率の達成】	
(1) 障害者雇用率が 2.0%を超えて 3.0%未満（公庫・公団等の特殊法人等の場合は 2.3%を超えて 3.45%未満）の場合	4 点
(2) 障害者雇用率が 3.0%以上で 4.0%未満（公庫・公団等の特殊法人等の場合は 3.45%以上で 4.6%未満）の場合	7 点
(3) 障害者雇用率が 4.0%以上（公庫・公団等の特殊法人等の場合は 4.6%以上）の場合	10 点
(4) 過去 2 年度分の障害者雇用納付金を 1 年度分でも滞納していた場合	▲ 2 点
【環境問題への配慮】	
ISO14001 又はエコアクション 21 を取得している場合	5 点
【男女共同参画の推進】	
(1) 次世代育成支援対策推進法に基づき、	
ア 「一般事業主行動計画」を策定していない場合	
従業員 101 人以上	▲ 3 点
従業員 100 人以下	▲ 2 点
イ 次世代育成支援対策推進法第 13 条による認定を受けている場合	1 点
(2) 女性のチャレンジ賞を受賞している場合	2 点
(3) 均等・両立推進企業表彰を受賞している場合	2 点
(4) 広島市男女共同参画推進事業所表彰など、地方公共団体が実施している男女共同参画の取組に関する表彰・認定を受けている場合	1 点
(5) 広島市子育てにやさしい事業所表彰など、地方公共団体が実施している子育て支援の取組に関する表彰・認定を受けている場合	1 点
【地域貢献度】	
(1) 広島市内に本店、支店、事業所等がある場合	
本店がある場合	4 点
本店がなく支店がある場合	2 点
その他事業所等がある場合	1 点
(2) 本施設の従事者のうち広島市内在住者の割合	
8 割以上の場合	3 点
5 割以上で 8 割未満の場合	2 点
2 割以上で 5 割未満の場合	1 点

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点（注1）し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点（注2）する。

（注1）【障害者雇用率の達成】の①から③及び【地域貢献度】については、ジョイント方式を構成する会社等により該当項目が異なる場合は、該当する項目において、最も小さい加点を採用する。

(注2)【男女共同参画・子育て支援の推進】の①のアについては、ジョイント方式を構成する会社等により該当する項目が異なる場合は、該当する項目において、最も大きい減点を採用する。